

daily コラム

2026 年 9 月 28 日 (月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

源泉票の「摘要欄」の記載も忘れずに！ 従業員分と役員分の退職金を一括支給する場合

従業員・役員の退職金を一緒に支払う場合

従業員が役員に昇格した場合、昇格した方の従業員分の退職金については、次の 2 つの取扱いが考えられます。

- ① 役員就任時に従業員分の退職金を精算し、支給する方法 (打切り支給)
- ② 役員を退任する時まで、従業員分の退職金支給を繰り延べる方法

国税庁HPに、②の源泉税計算の一例が掲載されています。確認してみましょう。

＜事例＞ 令和 7 年 3 月 31 日、A氏は、役員として勤務していたB社を退職し、退職金 3,500 万円が支給された (内訳：従業員分 2,500 万円、役員分 1,000 万円)。

＜A氏のB社での経歴＞

勤続期間 H13.4～R7.3 (24 年間)

従業員として	H13.4～R5.3 (22 年間)
役員として	R3.4～R7.3 (4 年間)

※ R3.4～R5.3 (2 年間) は、使用人兼務役員として勤務 (重複期間)

この事例では、①役員の勤続年数が 5 年以下であるため、役員分の退職所得は 1/2 を乗じないこと、②役員と従業員の勤務の重複期間は、役員側の控除を「20 万円×重複期間」で計算することがポイントです。

退職所得の計算手順をチェック！

まず、A氏のトータルの勤続期間 (24 年) の退職所得控除額を計算します (A)。

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (24 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) \\ = 1,080 \text{ 万円}$$

次に役員分 (4 年) の控除を求めます (B)。

$$(\text{重複していない期間}) 40 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} \\ + (\text{重複期間}) 20 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} = 120 \text{ 万円}$$

従業員分の控除額は、AからBを控除した残額 960 万円 (1,080 万円 - 120 万円) となり、まとめると次表のとおりとなります。

	収入金額	控除額	差引金額
役員分	1,000 万円	120 万円	880 万円
従業員分	2,500 万円	960 万円	1,540 万円
合計	3,500 万円	1,080 万円	—

退職所得は、従業員分のみ 1/2 を乗じて 1,650 万円 (役員分 880 万円 + 従業員分 1,540 万円 × 1/2) と計算されます。

退職所得の源泉徴収票に記載する事項

これに速算表等を適用し、源泉徴収税額 399 万 1,089 円、特別徴収税額 165 万円を算出します。なお、退職所得の源泉徴収票の「摘要欄」には、①役員分の支給額、②役員としての勤続年数、③重複勤続年数などを記入しますので、注意しましょう。



国税庁HPに記載見本があるので、参考にしてください！